

主とする介護サービスの種類別介護サービス従事者の就業形態

	回答 事業所数 (カ所)	介護サービス従事者数		
		(人)	正社員 (%)	非正社員 (%)
訪問介護	1,212	32,740	22.8	76.1
訪問看護	207	2,158	53.2	46.3
通所介護	872	17,924	38.7	60.6
通所リハビリテーション	120	1,866	60.5	39.0
特定施設入居者生活介護	134	4,176	62.5	36.5
福祉用具貸与	250	1,980	71.5	26.6
認知症対応型共同生活介護	310	6,752	51.8	48.1
居宅介護支援	314	1,153	64.3	34.0
介護老人福祉施設	430	31,622	62.0	37.6
介護老人保健施設	146	10,305	75.8	24.1
介護療養型医療施設	68	2,869	81.0	19.0

(資料出所) (財)介護労働安定センター「平成19年度介護労働実態調査」(事業所調査)

(注1) 就業形態の定義は以下のとおり。

正社員:雇用している労働者で雇用期間の定めのない者のうちパートタイム労働者や他企業への出向を除いた、いわゆる正社員。

非正社員:正社員以外の労働者(契約社員、嘱託社員、臨時的雇用者、パートタイム労働者その他)を言う。

(注2) 「主とする介護サービスの種類」は、各事業所において実施している介護サービスのなかで最も売上げの多い介護サービスの種類を言う。

(注3) 訪問入浴介護等サンプル数が少ないサービスについては、サービス毎に集計を行っていない。

(注4) 介護サービス従事者は、職種や役職等に関係なく、介護保険の指定介護サービス事業に従事する者のこと。

(注5) 「無回答」の者がいるため合計が100にならない場合がある。

平成 21 年度予算編成の基本方針（抜粋）

〔平成20年12月3日〕
閣 議 決 定

Ⅲ 国民生活と日本経済を守るための予算の重点化・効率化

1 生活者の暮らしの安心

（雇用・社会保障）

（略）

介護については、平成21年度介護報酬改定（プラス3.0%）等により介護従事者の処遇改善を図るとともに、福祉・介護人材の確保に向けた対策を行う。

あわせて、「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」（平成19年5月15日）に定めた目標の実施に向けて、実効性のある改革の取組を進める。

（略）